

第2回鴨川市観光振興検討委員会

日時：令和7年1月29日（水曜日）

午後2時から

場所：鴨川市役所 4階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - （1）第1回会議の開催結果
 - （2）千葉県宿泊税制度の概要について
- 4 議事
 - （1）新たな観光振興施策
 - （2）観光振興財源の確保策
 - （3）その他
- 5 閉会

【配布資料】

- ・ 次第 配付資料一覧
- ・ 鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について
- ・ 委員名簿 出席者名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料1 「第1回鴨川市観光振興検討委員会開催結果」
- ・ 資料2 「千葉県 意見交換会資料（抜粋）」
- ・ 資料3 「新たな観光振興施策」
- ・ 資料4 「観光振興財源の確保策」

鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について

令和 7 年 1 月 29 日

鴨川市観光検討委員会（以下「会議」という。）の運営方法については、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所等については、事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に各委員に通知する。

なお、会議の開催スケジュールは、次のとおり予定する。

・開催スケジュール（予定）

令和 6 年度	
12月25日	第 1 回
1 月29日	第 2 回
3 月下旬	第 3 回
令和 7 年度	
4 月以降 2 ～ 3 回程度	

2 委員の代理出席

委員の代理出席は、原則として、これを認めない。

3 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

(1) 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・ 法令等に特別の定めがある場合
 - ・ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・ 不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記「傍聴要領」のとおりとする。

(2) 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・ 開催の日時及び場所
 - ・ 出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・ 議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員2名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、(1)①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

4 その他

上記に定めるもののほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記)

傍 聴 要 領

鴨川市観光振興検討委員会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍	聴	証
第	号	
鴨川市観光振興検討委員会		

○鴨川市附属機関設置条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光 振興施策及びそのための財源 の在り方について調査審議を 行うこと。	会長 1 人 、副会長 1 人及び これら以 外の委員	7 人 以内	(1) 観光業の関係 者 (2) 宿泊業の関係 者 (3) 経済団体の関 係者 (4) 関係行政機関 の職員 (5) 識見を有する 者	委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で

○鴨川市情報公開条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 6 号

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（5） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難

にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

(1) 会議における議決

(2) 委員個別の承認

(3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

平成 17 年 7 月 4 日

1 趣旨

本市における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもののほか、市政に対する市民の意見の反映や、専門知識の導入等を目的として設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関等の新たな設置、附属機関等の見直し、委員の選任、委員の公募、そして会議の公開について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関等の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとするものである。

4 附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定めるものとする。

(1) 附属機関等の新たな設置

附属機関等の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関等の見直し

既に設置されている附属機関等については、旧鴨川市と旧天津小湊町との合併の際、その必要性を十分検討した上で設置されているものであるが、将来において次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。なお、今後新たに設置した附属機関等についても同様とする。

- ① 1 年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関等については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員数は、原則として 10 名以内とする。ただし、特に法令に定めがある場合は、この限りでない。
- ② 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- ③ 積極的に女性の意見を市政に反映するため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関等における割合が 30%以上になるよう努めるものとする。
- ④ 一の附属機関等における市議会議員の委員数は、議員から選出されるもの及びあて職によるものの如何にかかわらず、原則として 3 名以内とする。
- ⑤ 市職員（特別職を含む。）は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関等の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑥ 委員の在任期間は、通算して 10 年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関等の数は、原則として 3 機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関等のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

また、公募により選任する委員の数は、特に定めのある場合を除くほか、附属機関等の委員定数の 2 割以上となるよう努めるものとする。

なお、委員の公募は附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関等の委員の公募に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関等の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関等の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成 17 年 7 月 4 日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成 17 年 7 月 4 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針(平成 17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。)に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「附属機関等」とは、指針において規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第 4 条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第 5 条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配付するものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 附属機関等を所管する課等(以下「所管課」という。)の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 1 週間前までに会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ(別記様式)を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

- 3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

- 3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の閲覧等)

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

鴨川市観光振興検討委員会 委員名簿

委員

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 青年部長 理事 (有限会社永井商店 専務取締役)
諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所 所長

鴨川市

氏 名	所 属
平川 潔	副市長
角田 敬夫	建設経済部長
眞田 幸俊	建設経済部 商工観光課 課長
高梨 健太	建設経済部 商工観光課 主幹
鈴木 英毅	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 主事

鴨川市観光振興検討委員会 出席者名簿

委員

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 青年部長 理事 (有限会社永井商店 専務取締役)
諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所 所長

鴨川市

氏 名	所 属
平川 潔	副市長
真田 幸俊	建設経済部 商工観光課 課長
高梨 健太	建設経済部 商工観光課 主幹
鈴木 英毅	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 主事

鴨川市観光振興検討委員会 第2回会議 席次表

日時：令和7年1月29日（水）

午後2時から

場所：鴨川市役所本庁舎4階大会議室

出 入 口

傍聴者席

行政関係者席

報道関係者席

報道関係者席

○ ○

事務局

○ ○

事務局

平川
副市長

建設
経済部長

角
田

商工
観光課長

眞
田

○ 司会

吉村 委員

久根崎 委員

櫻井 委員

永井 委員

諏訪 委員

鈴木 副会長

内山 会長

第1回 鴨川市観光振興検討委員会 開催結果

1 意見の要旨

(1) 鴨川市の情勢・観光の現況について

- ・財政状況を改善するためには、既存事業の見直しが必要である。
近年は旅行のスタイルが大きく変化しており、そのニーズに応じた対応が急務となっている。
夏季の海水浴場は費用対効果が低くなってきており、通年で集客できる事業等に切り替えていく必要がある。
- ・鴨川市の財政状況を鑑み、ふるさと納税等で稼げる自治体を目指す必要がある。
- ・インバウンドは少ないものの、一定数は来訪している。
- ・市民会館、太海フラワー磯釣りセンターや廃校跡地等の遊休資産を活用するべきである。

(2) 宿泊事業者向けアンケート結果について

- ・低価格帯の宿泊事業者の意見に配慮しながら検討を行ってほしい。
- ・千葉県宿泊税に上乗せすることについて賛成か反対という意見は、宿泊事業者の価格帯によって異なる。
千葉県宿泊税を150円で考えたときに、高価格帯の宿泊事業者にとって150円の値上げは容易だが、低価格帯の宿泊事業者にとっては影響が大きい。

(3) 今後の観光振興の方向性について

- ・市の観光振興事業を拡大するために提案した入湯税は、一般財源の振替となっているなどの経緯を考えると、これから議論する財源の使い方が重要である。

市の経営も会社の経営と同じであり、選択と集中といったメリハリのあ
るお金の使い方が必要になる。

- ・鴨川市の財政状況は厳しいので、やれることとやれないことの整理を行
ったうえで、鴨川市の得意なことで勝負していく必要で、事業を辞める選
択も重要となる。

- ・資料記載の受入環境の整備から始まる事業を進めていけば良い観光地
になると考える。

- ・今後の観光振興で目指すべき目標を定め、その目標に沿って事業を展開
していくべきである。

観光客数、観光消費額などの目標があれば、施策の内容や、財源の規模
を検討することができる。

観光消費額を目標とするのであれば、入込客数や宿泊客数をピーク時の
人数まで戻さずとも、1人当たりの単価を上げれば達成できる。

目標に応じて施策は変わる。

- ・ビッグデータを活用した観光客の動向調査、分析を徹底的に行うべきで
ある。

- ・鴨川市の止まってしまっている事業は、「海辺のまちづくり事業」であ
ると感じている。市民会館を解体したので、その跡地を拠点に事業を展開
していくのが良いと考える。

- ・時流に合致したプロモーションを展開していく必要がある。

SNS 広告是国内外に広くプロモーションできる手法であることから、注力
すべきである。プロフェッショナル人材を確保し、専門チームを組んで
取り組む必要がある。

鴨川市を訪れた外国人旅行客に本市までの交通手段を尋ねたところ、電車を利用しているとのことであった。旅の目的を果たすために安房鴨川駅に降り立ち宿泊をしている。

この目的を上手に配信、宣伝広告していくことが重要。

一方で、市役所が実施するとなると公平性の観点から、一定の制限が出てしまう。

・広域的に行った方が効果的な事業は、千葉県宿泊税の使途として要望を行うべきである。

(4) 観光振興財源の確保

・使途を定め、その使途に沿った財源の確保策を検討すべき。千葉県宿泊税の支援で不足する場合に、新たな財源確保について検討する必要がある。

・千葉県宿泊税の市町村・DMO 支援は、自由度の高い交付金で要望していくことが適当である。

世の中の流れで観光客が求めるものは変化する。宿泊事業者としては、県及び市に対して活用しやすい支援を求める。

・千葉県宿泊税は市町村・DMO への支援を手厚くすべき。

交付金は自由度が高く、この先、鴨川市が実施する事業との整合性がとりやすい。補助金は観光庁のメニューで代替可能ではないかと感じる。

・千葉県宿泊税の使途について、インバウンドの予算が4億円というのは低すぎる。

また、使途の中には、本来、企業努力で行うべきものが多々あり、県にしかできない重要な事業にお金を使うべきである。

説明資料

CHIBA

宿泊税導入に向けた 市町村向け意見交換会

令和7年1月23日

（1）市町村・DMOへの支援について

鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和7年1月29日

千葉県 意見交換会資料（抜粋）

3 市町村・DMO等への支援について②

CHIBA

宿泊税は県全体で観光振興を図るために新たに導入する目的税であることから、県の宿泊税を市町村が活用する際には以下の基本的な要件を全て満たすことが必要です。

また、DMO等への支援については以下のとおり整理しました。

活用にあたっての考え方

基本的な要件	 活用が認められない事例*
①導入以降新たに行う事業であること	・ 一般財源の置き換え （例 職員の人件費への充当） ・ 既存事業の拡充事業であり、拡充部分に新規性がない場合 （例 地元の祭りの単純な規模の拡大） ※拡充部分に新規性がある場合は、拡充部分に活用可能
②県全体の観光振興に資する事業であること	・ 旅行者の増加等により各市町村で発生する財政的な負担への充当 （例 オーバーツーリズムによるごみ処理や救急医療への対応）
③他に充当可能な財源が見込まれないこと	・ 財源の例：地方債、国・県補助金、基金、その他特定財源 等

*県の宿泊税の活用が認められない事例については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することが考えられる。

DMO等への支援の考え方

- ・ **地域DMOや市町村観光協会**については、**市町村を通じて支援**を行う。
（税収の約25%を活用した各市町村への交付金により、各市町村から支援が行われることを想定）
- ・ **地域連携DMO**については、市町村への支援とは別に**県が直接補助金等により支援することを検討**する。

千葉県 意見交換会資料（抜粋）

3 市町村・DMO等への支援について④

CHIBA

市町村の支援方法について、アンケートを踏まえて整理を行いました。

【市町村への支援方法の案】

宿泊者数と旅行者数に応じて交付する交付金

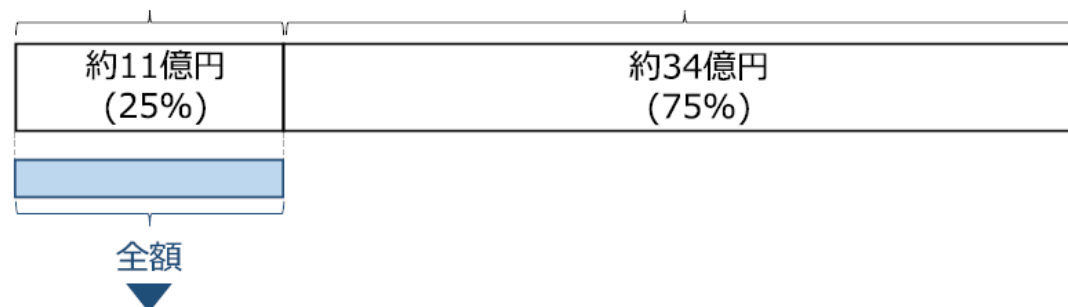
- ・ 交付金として配分する金額のうち、80%は宿泊者数、残りの20%は旅行者数に応じた配分とする。
- ・ 交付金の最低金額は設定しないこととする。

⇒各市町村は、交付金を観光振興施策に活用する安定財源として見込むことができる
（市町村への交付金試算額については、参考資料3を参照）

※この試算は市町村に対して大まかな規模感を提示するものであり、
必ずしもこの金額が交付されるものではありません

【交付のイメージ】

市町村・DMO等への支援 観光・宿泊事業者への支援、県事業 等



宿泊者数と旅行者数に応じて交付

市町村への交付金試算額

税込を42億円と仮定し、市町村への配分のうち80%を宿泊者数、20%を旅行者数で配分した場合に、令和4年千葉県観光入込調査報告書の観光入込客数及び宿泊客数に基づき試算
※千円未満は四捨五入

この試算は市町村に対して大まかな規模感を提示するものであり、必ずしもこの金額が交付されるものではありません

団体名	交付金試算額 (円)	団体名	交付金試算額 (円)
千葉市	155,641,000	八街市	2,644,000
銚子市	12,314,000	印西市	1,836,000
市川市	14,287,000	白井市	920,000
船橋市	5,702,000	富里市	1,478,000
館山市	26,721,000	南房総市	34,735,000
木更津市	57,451,000	匝埴市	1,510,000
松戸市	7,497,000	香取市	16,283,000
野田市	5,363,000	山武市	5,432,000
茂原市	4,514,000	いすみ市	1,789,000
成田市	102,264,000	大網白里市	395,000
佐倉市	7,684,000	酒々井町	8,707,000
東金市	3,762,000	栄町	442,000
旭市	9,752,000	神崎町	1,220,000
習志野市	3,018,000	多古町	1,638,000
柏市	34,807,000	東庄町	339,000
勝浦市	14,317,000	九十九里町	5,129,000
市原市	29,010,000	芝山町	896,000
流山市	1,844,000	横芝光町	1,754,000
八千代市	1,538,000	一宮町	3,464,000
我孫子市	3,203,000	睦沢町	818,000
鴨川市	46,296,000	長生村	923,000
鎌ヶ谷市	3,193,000	白子町	9,149,000
君津市	13,680,000	長柄町	3,594,000
富津市	6,871,000	長南町	1,006,000
浦安市	352,172,000	大多喜町	3,892,000
四街道市	148,000	御宿町	6,058,000
袖ヶ浦市	4,098,000	鋸南町	6,802,000
合計			1,050,000,000

1 新たな観光振興施策

- (1) 新たな観光振興施策
 - ①受入環境の整備
 - ②差別化された観光コンテンツ造成、磨き上げ
 - ③ブランディング
 - ④効果的なプロモーション
 - ⑤人手不足対策
 - ⑥その他
- (2) 新たな観光振興施策の予算規模
- (3) 今後の方向性

鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和7年1月29日

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

①受入環境の整備

目指すべき方向性

- ・施設改修、廃屋撤去
- ・魅力ある景観の創出、アクセスの向上
- ・年齢や障害の有無、国籍など多様性に対応した観光地

単位：千円

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
施設整備 (公) ・旧市民会館跡地の活用 (GD) ・フラワーセンター跡地の活用 ・オーシャンパークの高付加価値化	○			30,000 (10,000)
施設整備 (民) ・観光地、施設の整備	補助	○ (○)	(補助)	—
景観維持 ・前原横渚海岸の景観維持・改善 (GD) ・安房鴨川駅から前原横渚海岸までのアクセス (GD)	○			2,000
イベント受入環境整備 ※電気、ガス、水道等のインフラ整備 ・プロムナード沿いの賑わい創出 (GD)	○			2,000

※赤字は優先的取組

(GD) は「鴨川市海辺のグランドデザイン事業」

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

①受入環境の整備

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
二次交通 ・マイクロモビリティの貸出 (GD)	○		補助	—
駐車場整備	○			—
インバウンド受入体制整備 ・Wi-Fi環境整備 ・多言語対応		○ (○)	(補助)	—
ユニバーサルツーリズムの推進			○	—

※ (GD) は「鴨川市海辺のグランドデザイン事業」

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

②差別化された観光コンテンツ造成、磨き上げ

目指すべき方向性

- ・ 通年集客できる海の活用などの持続可能な観光地づくり
- ・ 宿泊に繋がる周遊コンテンツの開発
- ・ 多様な地域資源を組み合わせた魅力のあるコンテンツの開発
- ・ 既存の施設やコンテンツの磨き上げ

単位：千円

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
観光コンテンツ ・ 新規観光コンテンツの造成 (GD) ・ 既存コンテンツの磨き上げ ・ ペットツーリズム ・ サステナブルツーリズム ・ インバウンド向けの体験コンテンツ	○	○ (○)	補助	20,000 (12,000)
イベント ・ 新規観光客誘致イベント ・ 既存観光客誘致イベントの拡充	補助	○ (○)		8,000

※赤字は優先的取組

※ (GD) は「鴨川市海辺のグランドデザイン事業」

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

③ブランディング

目指すべき方向性

- ・地域資源の魅力を活用
- ・他地域との明確な差別化

単位：千円

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
分析調査 ・地域資源の分析 ・観光客のニーズ調査	○	○	○	5,000
ブランド化 ・既存資源のブランド化 ・新たな、鴨川市を代表する商品の開発 ・「鴨川温泉」や「おらが井」などの既に売り出しているブランド力を高める	補助	○		6,000

※赤字は優先的取組

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

④効果的なプロモーション

目指すべき方向性

- ・ビッグデータを活用した観光客の動態調査、分析
- ・デジタルを活用した戦略的プロモーション
- ・広く市内観光関連事業者を対象とするプロモーション

単位：千円

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
分析調査 ・ビッグデータの活用 ・広域的な観光動向調査	○	○	○	③ブランディングの 事業費に含む
戦略的なプロモーション ・SNSプロモーション ・PR動画の作成 ・デジタルサイネージの活用 ・パンフレット作成（紙、デジタル）	補助	○	○	14,000
教育旅行利用促進		○	○	—

※赤字は優先的取組

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

⑤人手不足対策

目指すべき方向性

- ・ 福利厚生の充実、外国人従業員の確保等
- ・ 地域人材の確保
- ・ DMOの体制強化支援

単位：千円

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
民間 ・ 観光人材の確保、育成、定着支援			○	—
DMO ・ 専門人材の確保 ・ 担当社員の増加 ・ 観光地域人材の確保、育成	補助	○		10,000

※赤字は優先的取組

1 新たな観光振興施策

(1) 新たな観光振興施策

⑥その他

目指すべき方向性

- ・基金化の検討による、安定継続的な観光事業の実施
- ・大規模事業の実施

単位：千円

内容	実施主体			事業規模 (国・県からの補助金額)
	市	DMO (民間)	県	
基金設置 ・基金積立金	○			4,000

※赤字は優先的取組

1 新たな観光振興施策

(2) 新たな観光振興施策の予算規模 事業開始年度の規模をイメージ

単位：千円

施策項目	事業規模	市実質負担規模 (補助金等加味)	うち固定費
①受入環境の整備	34,000	24,000	4,000
②差別化された観光コンテンツの造成、磨き上げ	28,000	16,000	8,000
③ブランディング	11,000	11,000	0
④効果的なプロモーション	14,000	14,000	10,000
⑤人手不足の対策	10,000	10,000	10,000
その他	4,000	4,000	4,000
合計	101,000	79,000	36,000

※補助金等は千葉県宿泊税による補助や観光庁の補助等を想定。
補助内容の変更や廃止によって、金額は変更となる可能性がある。

1 新たな観光振興施策

(3) 今後の方向性

今後の観光振興推進について

- ・ **既存事業の見直し等について**

入込客が減少している海水浴場などの既存事業の縮小や廃止、あり方について見直しを行う。

- ・ **目標、成果指標の設定について**

市内の経済活性化等を図るため、計画等を策定する際は、観光消費額を指標にするなど、目標や指標を設定する。

- ・ **千葉県宿泊税制度への要望**

使途については、「広域的に支援の出来る県ならではの事業を増やすこと」を要望する。

市町村・DMOへの支援は、「自由度の高い交付金にて配分すること」を要望する。

- ・ **事業者の意見を踏まえた検討**

宿泊事業者には規模や価格の異なる様々な事業者が存在していることから、広く意見を聴取し、今後の検討を行う。

- ・ **推進体制について**

県の宿泊税と市の新たな財源に係る使途及びその効果を検証する委員会の設置について検討する。

- ・ **基金の設立について**

年度間の事業規模の増減に柔軟に対応するため、観光振興基金の設置についても検討する。

2 観光振興財源の確保策

- (1) 新たな観光振興施策の年度別事業規模イメージ
- (2) 独自財源の確保策
- (3) 今後の方向性

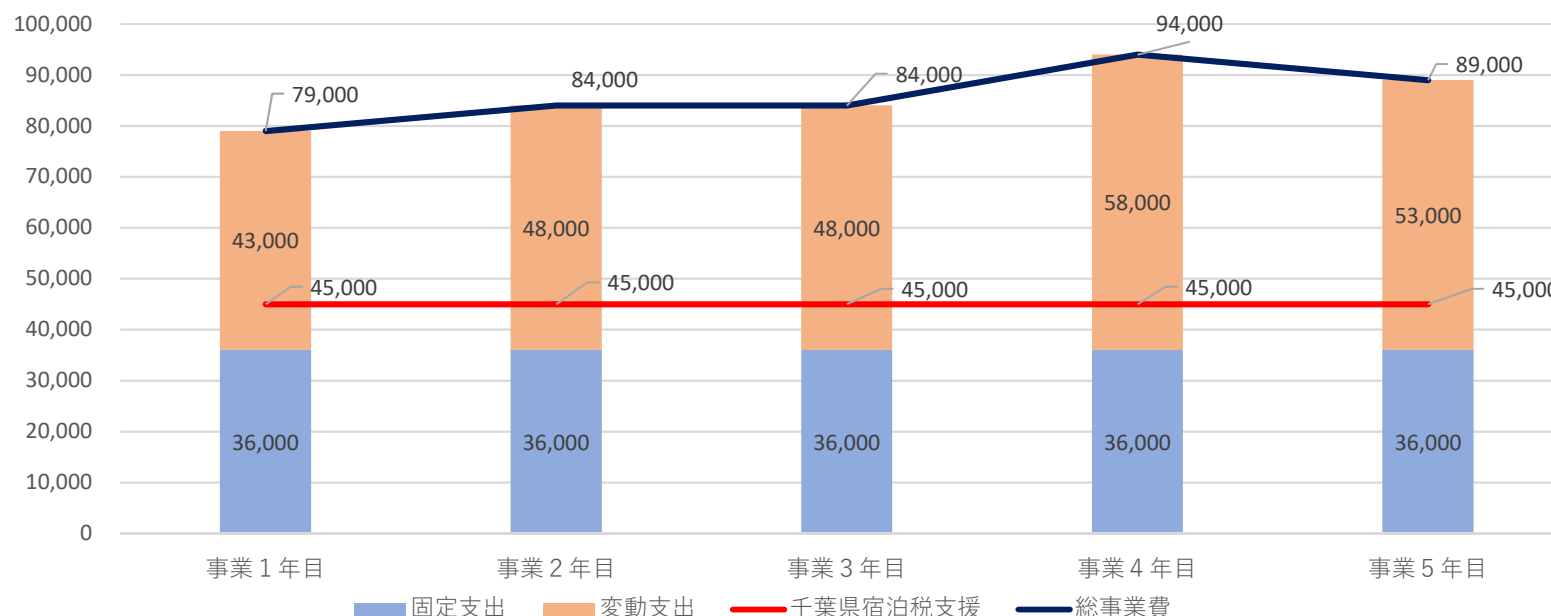
鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和7年1月29日

2 観光振興財源の確保策

(1) 新たな観光振興施策の年度別事業規模イメージ

※千葉県宿泊税支援額は令和4年の宿泊者数等に基づき試算

単位：千円



千葉県が新たに提示した宿泊税の制度設計に基づいた県試算結果では、「市町村・DMOへの支援」として、鴨川市に約45,000千円の交付が見込まれる。

新たな観光振興施策を実施するためには、千葉県からの支援に加え、市独自財源の確保策を検討する必要がある。

2 観光振興財源の確保策

(2) 独自財源の確保策

種 類	内 容	安定性	継続性	受益と負担	規 模
地方税 (法定目的税)	地方税法上、地方団体が課するものと規定されている税。	○	○	受益者を広く設定のうえ負担を求めことが可能	一定規模の確保が可能
地方税 (法定外目的税)	条例で定めて新設可能。 新設には総務大臣の許可が必要。				
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から受益の限度の範囲で徴収するもの。	○	×	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの。	○	○		
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの。	○	○		
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの。	×	×	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能

新たな観光振興施策は、新たな観光客を誘致し、選ばれ続ける観光地となるために、一定の事業規模で継続的に取り組む必要がある。

→安定継続性が高く、一定規模の確保が可能な地方税が財源確保策として妥当であるものと考えられる。

2 観光振興財源の確保策

(2) 独自財源の確保策

千葉県資料から引用

観光動向	課税対象	課税対象の補足	課税対象の補足等に係るコスト	導入事例
入域	鴨川市への入域行為	補足が難しい (手段が多岐に亘る)	莫大なコストがかかる	・ 訪問税 ・ 環境協力税 ・ 入山料
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	比較的補足しやすい	比較的成本がかからない	・ 宿泊税
入湯 (導入済)	温泉への入湯行為			・ 入湯税
交通機関利用	鉄道・バス等の利用	補足が難しい (旅行者の判別が困難)	莫大なコストがかかる	—
飲食	飲食店等での飲食行為			—
駐車場利用	有料駐車場の利用			・ 駐車場利用税 ・ 駐車場使用料

鴨川市の観光の実情を踏まえると、宿泊税の導入または入湯税の超過課税が選択肢となると考えられる。

2 観光振興財源の確保策

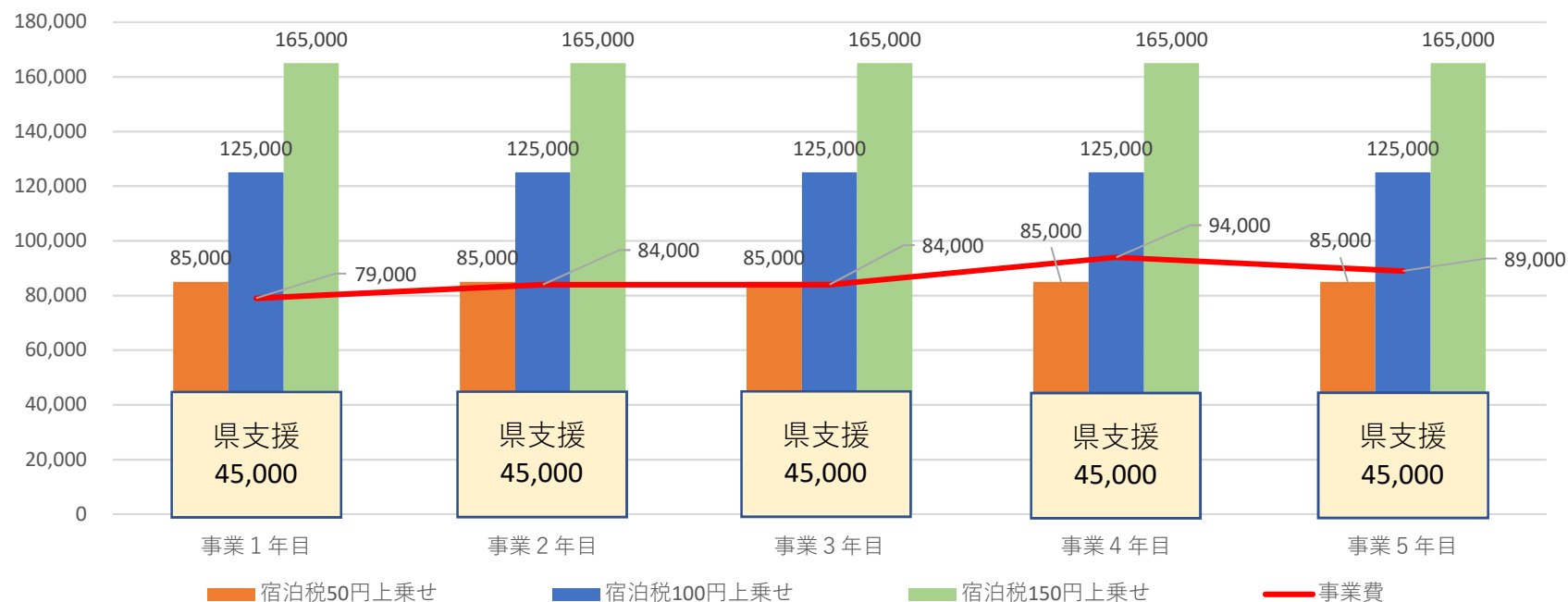
(2) 独自財源の確保策

種類		宿泊税	入湯税
課税対象者数		約800千人	約460千人
特別徴収義務者数		約110事業者	27事業者
課税方法		千葉県宿泊税（150円）に上乗せ	鴨川市入湯税（150円）に上乗せ
50円上乗せ		約40百万円	約23百万円
100円上乗せ		約80百万円	約46百万円
150円上乗せ		約120百万円	約69百万円
特徴	課税対象者数及び特別徴収義務者	多い	少ない
	用途	観光振興	観光振興 環境衛生設備、消防設備、鉱泉源の保護管理施設の整備
	事業者負担	県宿泊税の導入により事務負担発生。 鴨川市上乗せ分は、県と同時に導入することにより負担軽減を目指す。	システム改修費等の負担が発生する。
	市負担	新たに徴税コストが発生する	変動なし

2 観光振興財源の確保策

(2) 独自財源の確保策

単位：千円



千葉県宿泊税（150円）に鴨川市が50円上乗せした場合、新たな観光振興施策の事業費が不足する年度があるが、新規事業の優先順位付けや既存事業の見直し等により、実施が可能となる。
100円以上の上乗せをした場合は、新たな観光振興施策に記載した取組の事業規模の拡充や基金を積み立てることによる計画的な大規模事業の実施が可能となる。

2 観光振興財源の確保策

(3) 今後の方向性

税制度設計について

- ・ 関係事業者の意見を聴取したうえで、新たな観光振興施策の財源確保策の制度設計を行う。
- ・ 近隣市町村の検討状況を踏まえて検討を行う。
- ・ 税制度の設計については、税の三原則である「公平」、「中立」、「簡素」の考えに基づいた検討を行う。
- ・ 特別徴収義務者の負担に配慮した制度設計を行う。